（再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第二百六十八条　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正）

第二百六十九条　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条及び第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認心理師法の一部改正）

第二百七十条　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正）

第二百七十一条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号及び第二十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（臨床研究法の一部改正）

第二百七十二条　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条及び第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者協同組合法の一部改正）

第二百七十三条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正）

第二百七十四条　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ヘ⑵中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条から第六十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二章　農林水産省関係

（臘虎膃肭獣猟獲取締法等の一部改正）

第二百七十五条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　臘虎膃肭獣猟獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）第五条

二　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四十七条及び第四十八条

三　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十六条及び第三十七条

四　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十九条から第四十一条まで

五　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第七十八条から第八十条まで

六　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第五十三条及び第五十四条

七　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第三十八条及び第三十九条

八　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二十六条

九　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十四条及び第六十五条

十　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十七条から第六十九条まで

十一　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十二条第一項及び第二項

十二　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三十一条

十三　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第八条の二、第九条及び第九条の三

十四　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第二十六条

十五　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十五条

十六　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第十六条

十七　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第四十一条

十八　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十五条から第五十八条まで及び第六十一条

十九　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十五条

二十　種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条から第六十九条まで及び第七十条第一項

二十一　持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第十七条及び第十八条

二十二　独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）第十四条

二十三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第二十三条

二十四　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第十四条

二十五　国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第二十六条

二十六　国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十八条

二十七　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第六十九条

二十八　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十六条

二十九　競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）附則第十八条第二項及び第三項

三十　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十八条

三十一　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第四十五条

三十二　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三十九条から第四十一条まで

三十三　内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条

三十四　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三十六条

三十五　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十七条

三十六　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第四十四条から第四十六条まで

三十七　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第六十二条及び第六十三条

三十八　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十八条第一項及び第二項